

コンプライアンス規程

第1条(目的) 本規程は、当社における コンプライアンスの統制方針、体制、行動規範を定めることを目的とする。

第2条(定義) コンプライアンスとは、法令、条例、規則等、明確に文章化された社会ルールの遵守をいう。

第3条(適用範囲) 本規程は、当社の役員・従業員(社員、契約社員、派遣社員)に適用する。

第4条(推進体制) 代表取締役は、本規程の実施・運営のため責任者となり、社内外における意識向上と課題に取り組む指揮を取る

第6条(行動規範)

- 得意先、仕入先への対応
 - 法令および規約を遵守するとともに、関係先のニーズを尊重し、関係先に満足いただける各サービス及びシステム等を提供するよう努めること。
 - 各サービスにおいては、関係先に対し、各サービスに関する情報提供を適切かつ迅速に行うとともに、関係先のご要望、ご相談に誠実、迅速、かつ的確にお応えすること。
 - 得意先、仕入先、商品等々に関わる情報・秘密事項等は厳重に保全し漏洩させないこと。
- 業務の遂行
 - 個人の基本的な人権と多様な価値観、個性、プライバシーを尊重し、人種、宗教、性別、国籍、障害、年齢等に関する差別的言動、暴力行為、各種ハラスメント、いじめ等の人格を無視する行為を行わないこと。
 - 自らの成果領域と責任権限に基づき業務を遂行する。能力向上のために自己研鑽に努める事。
 - 良識を兼ね備えた、自立した社会人としての責任をもって行動するよう努めること。
 - 安全で快適な職場環境を実現し、労働災害の防止に努めること。
 - 各地方公共団体の定める暴力団排除条例や公然となった取引企業の犯罪(外国人不法就労助長等)等を役員職員で情報共有し、暴力団関連企業、法令遵守に問題のある企業に適切に対応すること。
- 営業活動および情報の管理
 - 誠意をもって全ての得意席仕入先に対し公正かつ公平に接し、適切な条件で取引を行うこと。
 - 法令遵守はもとより、健全な商慣行、社会通念に従った営業活動を行うこと。
 - 企業情報、商品情報、個人情報に関する取扱いは、各関係先との秘密保持契約等に基づき遵守する
- 社内情報・会社財産の尊重
 - 在職中または退職後を問わず、会社情報を所定の社内手続を経ないで開示、漏洩しないこと。
 - 在職中または退職後を問わず、会社情報を不適正に利用することにより、会社に損害を与える、あるいは自己もしくは第三者の利益を図ることをしないこと。
 - 入社前に知得した第三者の情報で、当該情報につき守秘義務を負っている場合、当該第三者の情報を会社に開示しないこと。
 - 個人情報を保護し、その収集、利用、管理にあたっては、適正な方法で行うこと。
 - 未公表の会社情報に基づき、インサイダー取引を行わないこと。
 - 会社財産を私的に流用しないこと。
- 広報・広告活動において
 - 客観的事実に基づき誠実に広報活動を行うこと。
 - 社外広報活動においては、関係する地域のお客様、投資家、地域社会からの正しい理解を得るために適切な方法を選択すること。
- 新聞・雑誌・テレビ等の報道関係者や投資家、金融機関等と接触し情報を開示する場合は、事前に所定の社内手続きを得ること。
- 関係先に対し、会社の知名度向上を図り、また、会社に対する人々の好意と信頼を獲得することにより、健全な事業発展と販売促進のための環境作りを行うこと。
- 他を誹謗したり、品位の劣る表現を用いたりすることによって、自らの優位性を強調しないこと。
- 政治・宗教等については広告表現の対象とせず、また、人種差別、障害者差別等を想起させ、人間の尊厳を傷つけるような表現を用いないこと。

第7条(懲戒処分) 法令または当社規程の違反行為を行った従業員に対しては、懲戒処分を付する。

第8条(教育研修) 当社は、役員・従業員に対して、法令遵守に関する教育・研修を計画的に実施する。 なお、当該教育・研修には、下記法令に関しての教育・研修を含むものとする。

- 職業安定法
- 個人情報保護法
- 労働施策総合推進法
- 男女雇用機会均等法
- 労働基準法
- 出入国管理法
- 障害者雇用促進法

第9条(反社会的勢力の排除)

- 弊社は関係先に対し、その代表者、責任者、実質的に経営権を有するものが、暴力団、暴力団員、暴力団準構成員、暴力団関係者、暴力団関係企業、総会屋、社会運動標ぼうゴロ、政治運動標ぼうゴロ、特殊知能暴力集団、他反社会的勢力のいずれでもなく、かつ将来にわたっても該当しないこと、反社会的勢力等と社会的に非難されるべき関係を有しないことを表明し、暴力団の排除等に関して各都道府県が制定する条例を遵守することを確約する。
- 弊社は、自らまたは第三者を利用して次の各号に該当する行為を行わないことを確約する。
 - (1) 暴力的な要求行為
 - (2) 法的な責任を超えた不当な要求行為
 - (3) 取引に関して、脅迫的な言動をし、または暴力を用いる行為
 - (4) 風説を流布し、偽計を用いまたは威力を用いて、相手方の信用を毀損しまたは相手方の業務を妨害する行為
 - (5) その他前各号に準ずる行為

第10条(施行)

本規程は平成1年1月1日から施行する。

大阪府東大阪市横枕南1-1
株式会社ダイコ
代表取締役 御船 祐一